

山梨県公報

号外第三十一号

平成二十一年

四月二十一日

火曜日

目次

選挙管理委員会

政治団体の名称等の届出	一
収支報告書の要旨の公表	五
収支報告書の要旨の公表の一部訂正	一
北杜市長選挙及び北杜市議会議員一般選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決	一

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項、第七条、第十七条第一項及び第十九条第三項の規定による届出が次のとおりであった。

平成二十一年四月二十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 戸栗 敏

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
友雅会	古屋雅夫	手島宏之	山梨市七日市場八一六七	平成二十一年三月二日	平成二十一年三月六日
政友会(岡部政幸後援会)	木下 勲	酒井重幸	北都留郡丹波山村八一二	平成二十一年三月十六日	平成二十一年三月十六日
古屋弘和を支援する会	竹川 一雄	竹川昭司	山梨市小原東九七七	平成二十一年三月二十三日	平成二十一年三月二十三日
山梨県理学療法士連盟	長沢寿昭	樋川政雄	笛吹市石和町八田三三〇五	平成二十一年四月十日	平成二十一年四月十三日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	自由民主党双葉支部	田中邦司	田中邦司		平成二十年	平成二十一年
旧	北翔会	村田博			平成二十年 九月三日	平成二十一年 三月二十七日
新	古屋保男後援会(親保会)	清水担	古屋保男 三枝行雄		平成二十一年 三月二十日	平成二十一年 三月二十六日
旧	自由民主党山梨県宅建支部	相澤豊			平成二十年 六月九日	平成二十一年 三月二十六日
新	今沢忠文後援会(昇米会)	衣川常弘	市川本平 金丸健彦		平成二十年 八月二十日	平成二十一年 三月二十五日
旧	山梨県病院協会政治連盟	宮川晋爾			平成二十年 四月一日	平成二十一年 三月二十五日
新	宝友会	篠原豊明 小林康彦			平成二十年 十二月一日	平成二十一年 三月二十四日
旧	勝友会	清水源次郎	郷田善臣		平成二十年 三月十六日	平成二十一年 三月十六日
新	自由民主党秋山支部	関戸武利	渡辺英明	上野原市秋山三七〇二	平成二十年 三月十六日	平成二十一年 三月十六日
旧	あゆみの会	杉本友栄	小池満寿恵	上野原市秋山九四五一	平成二十一年 三月十二日	平成二十一年 三月十六日
新	葎葉同志会	久保田恵子	末高恭子	南巨摩郡南部町福士二四五二七 一	平成二十一年 三月十二日	平成二十一年 三月十二日
旧	横内正明を支援する葎葉同志会			甲府市湯村三二三八 ポレスタ―湯村四〇三	平成二十一年 三月一日	平成二十一年 三月四日
新	自由民主党境川支部	沼田三郎	斉藤智雄	甲府市千塚一 二四七 一〇二	平成二十一年 三月一日	平成二十一年 三月四日

新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧		
		赤池誠章後援会		おぎはら隆宏後援会		新しい上野原を創る会		税理士による臼井成夫後援会		深澤永雄後援会		信雅会		正進会		河野かつひこ後援会		角野幹男後援会幹友会		横内正明を支援する正明会		経伸会		たんぼぼの会	
					村上敏子	中村道子	網倉喜雄	末木好臣						大久保公雄	荻野光雄	窪田恵男	雨宮忠澄	笠松豊乗	若尾敏夫			瀧田正典	芹沢利二	大久保勝雄	名執昭二
	高村権児	高橋晴子	戸栗和広		小俣敬子	村上敏子			矢崎雅司	塩澤芳幸				荻野謙一	窪田一男					早川忠男	志村一馬				三浦進吾
				甲府市大里町二三五 二四〇二		甲府市大里町二三五 二六〇一						甲府市宝一二七 六	甲府市宝一二七 三												
	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日
	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日

旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧
山梨県土地改良政治連盟		豊山会		民主党山梨県第2区総支部		服部光雄後援会		自由民主党21世紀山梨をつくる会	自由民主党21世紀明るい社会を創る会山梨支部	川村吉則後援会	吉翔会	権和会		
奈良明彦	白倉政司							依田 優	芦澤 健拓					
中沢美孝	篠原秀彦	森下英夫	原田喜文	森下英夫	原田喜文	内尾和隆	服部杏子	芦沢健拓	望月光裕			後藤徳男		
								南巨摩郡身延町常葉八〇九	甲府市朝日一七 一四トミタビル四階					
四月一日	平成二十一年四月五日	四月五日	平成二十一年四月五日	四月五日	平成二十一年四月五日	四月一日	平成二十一年四月一日	四月一日	平成二十一年四月一日	四月一日	平成二十一年四月一日	三月二十日		
四月九日	平成二十一年四月九日	四月九日	平成二十一年四月九日	四月九日	平成二十一年四月九日	四月七日	平成二十一年四月七日	四月六日	平成二十一年四月六日	四月二日	平成二十一年四月二日	四月二日		

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
石川ひさし後援会、「壽(ことぶき)会」	近藤 春夫	野田 友一	南アルプス市上宮地三三〇〇 一	平成二十年十二月三十一日	平成二十一年三月六日
増穂の自然を語る会	神田 康弘	神田 礼子	南巨摩郡増穂町春米三三五	平成二十年十二月三十一日	平成二十一年三月六日
桐戸朝光後援会、「桐友会」	桐戸 朝光	深沢 一二三	南巨摩郡身延町三沢一九八四	平成二十年十二月三十一日	平成二十一年三月十日
日本共産党亀ヶ川正広後援会	小堀 和子	野田 伸二	南アルプス市加賀美三三二六八	平成二十年十二月三十一日	平成二十一年三月二十三日
林ひろき後援会	林 弘尉	林 弘記	韮崎市穴山町四二八二 一	平成二十年十二月三十一日	平成二十一年三月二十四日
山梨小泉あきお会	月下部裕文	野村之彦	富士吉田市小明二〇五八西方寺内	平成二十年十二月三十一日	平成二十一年三月二十五日

山梨県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十条の規定に基づき、同法第

十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支に関する報告書の要旨を次のとおり公表する。
平成二十一年四月二十一日

政治資金規正法第十九条第三項第一号の届出 資金管理団体指定取消届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定取消年月日	届出年月日
桐戸朝光	身延町長	桐戸朝光後援会「桐友会」	南巨摩郡身延町三沢一九八四	桐戸朝光	平成二十年十二月三十一日	平成二十一年三月十日
永井学	山梨県議会議員	学友倶楽部	甲府市丸の内三 一四 一〇	永井学	平成二十年十二月三十一日	平成二十一年三月三十一日
伸志の会					平成二十年十二月三十一日	平成二十一年三月二十五日
ひまわりの会					平成十九年三月三十一日	平成二十一年三月二十六日
山本栄彦を支援する栄山会					平成二十年十二月三十一日	平成二十一年三月二十七日
依田光弥後援会光和会					平成二十年十二月三十一日	平成二十一年三月二十七日
春風会					平成二十年十二月三十一日	平成二十一年三月二十七日
相澤正子と共に笛吹市の未来を創る「正風会」					平成二十年十二月三十一日	平成二十一年三月二十七日
鈴和会					平成二十一年三月三十日	平成二十一年三月三十一日
学友倶楽部					平成二十年十二月三十一日	平成二十一年三月三十一日
自由民主党山梨県富士吉田市第二支部					平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日
日本共産党・山崎喜美後援会					平成二十一年三月二十二日	平成二十一年四月六日
東新会					平成二十年十二月二十五日	平成二十一年四月七日
税理士による中島真人後援会					平成二十一年三月三十一日	平成二十一年四月八日
柳沢暢幸					平成二十年十二月三十一日	平成二十一年三月二十五日
石原彦八					平成二十年十二月三十一日	平成二十一年三月二十五日
小林さい子					平成十九年三月三十一日	平成二十一年三月二十六日
石原篤					平成二十年十二月三十一日	平成二十一年三月二十七日
横尾直					平成二十年十二月三十一日	平成二十一年三月二十七日
野中照雄					平成二十年十二月三十一日	平成二十一年三月二十七日
中村喜代子					平成二十年十二月三十一日	平成二十一年三月二十七日
鈴木武					平成二十一年三月三十日	平成二十一年三月三十一日
笹本貴之					平成二十年十二月三十一日	平成二十一年三月三十一日
宮下完尔					平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日
河西春子					平成二十一年三月二十二日	平成二十一年四月六日
長瀬正仁					平成二十年十二月二十五日	平成二十一年四月七日
末木好臣					平成二十一年三月三十一日	平成二十一年四月八日
甲府市中央三 一〇 一五					平成二十年十二月三十一日	平成二十一年三月二十五日
甲府市白井町六六三 一					平成十九年三月三十一日	平成二十一年三月二十六日
甲府市朝日二 五 五					平成二十年十二月三十一日	平成二十一年三月二十七日
南巨摩郡身延町梅平一三二八					平成二十年十二月三十一日	平成二十一年三月二十七日
南アルプス市小笠原五一〇 二四					平成二十年十二月三十一日	平成二十一年三月二十七日
笛吹市八代町南三三〇					平成二十年十二月三十一日	平成二十一年三月二十七日
北杜市長坂町中丸一七八〇					平成二十一年三月三十日	平成二十一年三月三十一日
甲府市丸の内三 一四 一〇					平成二十年十二月三十一日	平成二十一年三月三十一日
富士吉田市下吉田二四五					平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日
大月市笹子町黒野田一七五一					平成二十一年三月二十二日	平成二十一年四月六日
甲府市中村町一四 一八					平成二十年十二月二十五日	平成二十一年四月七日
甲府市中央二 一一 二三					平成二十一年三月三十一日	平成二十一年四月八日

山梨県選挙区選出議員会
 収 入 帳 簿

政治資金規正法第12条第1項
 平成19年1月1日から平成19年12月31日まで
 政治団体の収支報告書の要旨

政治団体の名称 富士吉田を善くする会
 報告年月日 平成21年3月9日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(3) 翌年への繰越額	0円

政治団体の名称 小野すずえ後援会「鈴の会」

報告年月日 平成21年3月24日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	643,858円
ア 前年繰越額	23,858円
イ 本年収入額	620,000円
(2) 支出総額	596,206円
(3) 翌年への繰越額	47,652円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 個人の負担する党費又は会費	20,000円
イ 寄附	20人
(7) 寄附	600,000円
a 個人からの寄附	600,000円
合 計	620,000円
【寄附の内訳】	
ア 個人からの寄附	620,000円

(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)	
小野 鈴枝	600,000円	山梨市	
小計	<u>600,000円</u>		
(2) 支出の内訳			
ア 経常経費	<u>437,658円</u>		
イ 光熱水費	90,394円		
ロ 備品・消耗品費	79,410円		
ハ 事務所費	267,854円		
ニ 政治活動費	<u>158,548円</u>		
ホ 組織活動費	80,890円		
ヘ 選挙関係費	20,700円		
ヘ 機関紙誌の発行その他の事業費	36,288円		
a 機関紙誌の発行事業費	36,288円		
コ 調査研究費	20,670円		
合計	<u>596,206円</u>		
政治団体の名称	伸志の会		
報告年月日	平成21年3月25日		
1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	<u>204,595円</u>		
ア 前年繰越額	204,595円		
イ 本年収入額	0円		
(2) 支出総額	<u>0円</u>		
(3) 翌年への繰越額	<u>204,595円</u>		
政治団体の名称	権和会		
報告年月日	平成21年3月30日		
1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	<u>18,208円</u>		
ア 前年繰越額	18,208円		
イ 本年収入額	0円		
(2) 支出総額	<u>0円</u>		
(3) 翌年への繰越額	<u>0円</u>		
政治団体の名称	豊幸会		
(2) 支出総額	<u>0円</u>		
(3) 翌年への繰越額	<u>18,208円</u>		
政治団体の名称	萩原幸男後援会		
報告年月日	平成21年3月23日		
1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	<u>0円</u>		
ア 前年繰越額	0円		
イ 本年収入額	0円		
(2) 支出総額	<u>0円</u>		
(3) 翌年への繰越額	<u>0円</u>		
政治団体の名称	春風会		
報告年月日	平成21年3月27日		
1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	<u>0円</u>		
ア 前年繰越額	0円		
イ 本年収入額	0円		
(2) 支出総額	<u>0円</u>		
(3) 翌年への繰越額	<u>0円</u>		

報告年月日	平成21年3月23日				
1 収入・支出の総額					
(1) 収入総額	0円				
ア 前年繰越額	0円				
イ 本年収入額	0円				
(2) 支出総額	0円				
(3) 翌年への繰越額	0円				
政治団体の名称	今村まさきと歩む会				
報告年月日	平成21年3月27日				
1 収入・支出の総額					
(1) 収入総額	38,750円				
ア 前年繰越額	38,750円				
イ 本年収入額	0円				
(2) 支出総額	0円				
(3) 翌年への繰越額	38,750円				
政治団体の名称	小野雄造後援会竹の子会				
報告年月日	平成21年3月26日				
1 収入・支出の総額					
(1) 収入総額	0円				
ア 前年繰越額	0円				
イ 本年収入額	0円				
(2) 支出総額	0円				
(3) 翌年への繰越額	0円				
政治団体の名称	康友会				
報告年月日	平成21年3月31日				
1 収入・支出の総額					
(1) 収入総額	0円				
ア 前年繰越額	0円				
イ 本年収入額	0円				
(2) 支出総額	0円				
(3) 翌年への繰越額	0円				
イ 本年収入額	0円				
(2) 支出総額	0円				
(3) 翌年への繰越額	0円				
政治団体の名称	後藤和雄後援会（豊明会）				
報告年月日	平成21年3月27日				
1 収入・支出の総額					
(1) 収入総額	50,000円				
ア 前年繰越額	0円				
イ 本年収入額	50,000円				
(2) 支出総額	40,000円				
(3) 翌年への繰越額	10,000円				
2 収入・支出の内訳					
(1) 収入の内訳					
イ 寄附	50,000円				
(イ) 寄附	50,000円				
。 政治団体からの寄附	50,000円				
合計	50,000円				
[寄附の内訳]					
ウ 政治団体からの寄附					
(寄附者の名称)	(金額)			(事務所の所在地)	
その他	50,000円				
小計	50,000円				
(2) 支出の内訳					
イ 政治活動費	40,000円				
(イ) 組織活動費	40,000円				
合計	40,000円				
政治団体の名称	清水きぬよ後援会				
報告年月日	平成21年3月25日				
1 収入・支出の総額					

報告年月日	平成21年3月26日		
1 収入・支出の総額			579,721円
(1) 収入総額	0円		579,721円
ア 前年繰越額	0円		612,796円
イ 本年収入額	0円		
(2) 支出総額	0円		
(3) 翌年への繰越額	0円		
政治団体の名称	野中敏美後援会「とし友会」		
報告年月日	平成21年3月30日		
1 収入・支出の総額			42,500円
(1) 収入総額	650,000円		85人
ア 前年繰越額	0円		
イ 本年収入額	650,000円		
(2) 支出総額	612,796円		
(3) 翌年への繰越額	37,204円		
合 計	650,000円		42,500円
(2) 支出の内訳			
イ 政治活動費	650,000円		14,455円
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	650,000円		14,455円
イ 政治活動費	650,000円		14,455円
合 計	650,000円		14,455円
政治団体の名称	室友会		
報告年月日	平成21年3月24日		
1 収入・支出の総額			0円
(1) 収入総額	650,000円		0円
ア 前年繰越額	650,000円		0円
イ 本年収入額	0円		0円
(2) 支出総額	33,075円		0円
(3) 翌年への繰越額	579,721円		0円

政治資金規正法第17条第1項
平成19年1月1日から平成19年12月31日まで
政治団体の収支報告書の要旨

政治団体の名称 ひまわりの会
報告年月日 平成21年3月26日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(3) 翌年への繰越額	0円

山梨県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による収支に関する報告書について、自由民主党山梨県理容生活衛生同業組合支部及び山梨県理容政治連盟から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定による収支報告書の要旨の公表（平成二十年九月二十四日山梨県選挙管理委員会告示第三十四号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十一年四月二十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 川原 敏

収支報告書の添削の公表中、自由民主党山梨県理容生活衛生同業組合支部の「ア」中「ア」個人の負担する党費又は会費 16,200円 6人」を

「イ 寄附 16,200円
(ア) 寄附 16,200円

「イ」の「ア」政治団体からの寄附 16,200円」に「合計 16,200円」の次に次のように加える。

【寄附の内訳】

ウ 政治団体からの寄附 (金額) (事務所の所在地) 16,200円

その他 16,200円

小計 16,200円

「イ」の「イ」政治活動費の「(2) 支出総額 424,315円」を「(2) 支出総額 440,515円」に、「(3) 翌年への繰越額 562,468円」を「(3) 翌年への繰越額 546,268円」に、「政治活動費 424,315円」を「イ 政治活動費 440,515円」に、「(イ) 寄附・交付金 373,000円」を「(イ) 寄附・交付金 389,200円」に、「合計 424,315円」を「合計 440,515円」に、「うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出) 373,000円」を「うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出) 389,200円」に改める。

山梨県選挙管理委員会告示第十四号

平成二十年十一月十六日執行の北杜市長選挙及び北杜市議会議員一般選挙の選挙の効力及び当選の効力に関する審査申立てについて、次のとおり裁決した。

平成二十一年四月二十一日

裁 決 書

山梨県選挙管理委員会
委員長 戸 栗 敏

山梨県北杜市高根町下黒澤四〇七五番地二三
審査申立人 片桐秀治（七十二歳）
右審査申立人から平成二十一年二月二十日付けで提起された平成二十年十一月十六日執行の北杜市長選挙及び北杜市議会議員一般選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査申立てを棄却する。

第一 審査申立ての要旨及び理由

審査申立人（以下「申立人」という。）は、平成二十年十一月十六日執行の北杜市長選挙及び北杜市議会議員一般選挙（以下「本件各選挙」という。）における選挙の効力及び当選の効力に関し、平成二十年十一月二十一日に北杜市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に対して異議の申出をしたが、委員会は、平成二十一年二月十七日、この異議申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）を行った。

申立人は、原決定を不服として、山梨県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）に対し、原決定を取り消し、本件各選挙を無効とする旨の裁決を求めるとともに、予備的に、仮に本件各選挙が有効である場合には本件各選挙の当選人の当選を無効とする旨の裁決を求めて審査の申立てを行ったものである。

申立人の審査申立ての理由とするところは、審査申立書、反論書等に従って要約すれば、次のとおりである。

- 一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「自治法」という。）第四百四十二条の規定に該当するとして、市長の失職の決定を求める異議申立てを平成二十年三月十四日付け市委員会あて行った。また、自治法第九十二条第二項に該当する議員及び自治法第九十二条の二に該当する議員についてその失職の決定を求める異議申立てを平成十九年二月二十六日付け、平成二十年六月十一日付け及び平成二十年六月十八日付け北杜市議会（以下「市議会」という。）あて行った。

これらの異議申立てについて、原決定「第2 選挙管理委員会の判断（1）前段において、自治法第四百四十三条及び自治法第二百二十七条に規定される失職の決定については、それぞれ当該選挙管理委員会及び当該議会の自主的判断に委ねられた権限であり、北杜市の住民である申出人が市委員会及び市議会に長及び議員の失職を求める請求権があるとは、法律上どこにも規定がないとしているのは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第一条の否定であり、最高裁判所昭和二十九

年二月二十六日判決の否認であり、自らの職務の否定・否認である。

また、原決定「第2 選挙管理委員会の判断（6）」において、「却下という決定をしているので不作為はない。」としているが、申立人が平成十九年二月二十六日付け市議会あて提起した異議申立てについては、決定も、棄却もせず、不作為がある。

したがって、原決定は、心裡留保、虚偽表示及び錯誤等により無効である。

また、これらの異議申立てにもかかわらず、市委員会及び市議会は失職の決定を行っておらず、これら失職の決定がなされないまま本件各選挙が執行されたことは、公職の候補者となるべき権利を有する「住民ないし選挙人」の権利を妨害した違法、不法な行為をする不作為があった。

- 二 市委員会は、選挙期日及び立候補届出予定者説明会の開催について、市広報市ホームページ及び新聞各社への情報提供等の方法により周知したとしている。しかし、市委員会の名義による告示はなく、市広報については、申立人周辺には配布されておらず、一部地域に配布されたものである。周知する以上は、選挙人全てに到達しなければ公正・公平であるとはいえない。

なお、申立人のその他の主張はいずれも、本件各選挙に関するものでないため、審理の対象から除外した。

第二 裁決の理由

当委員会は、審査申立てについてその要件を審査した結果、適法なものと認めてこれを受理し、市委員会から弁明書及び物件の提出を、申立人から反論書の提出をそれぞれ受け、慎重かつ厳正に審理を行った。

一 選挙の効力について

選挙の効力を争う争訟において、選挙が無効となるのは公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「公選法」という。）第二百五条第一項の規定により、選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつその規定違反が選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られる。

ここでいう「選挙の規定に違反する」とは、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反する場合又は直接その明文の規定がなくても、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害される場合をいうとされている（昭和二十七年十二月四日最高裁判所判決）。

また、「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、当該選挙の規定に違反することがなかったならば、選挙の結果、即ち候補者の当落に、現実に生じたところと異なった結果の生じる可能性のある場合をいうとされている（昭和二十九年九月二十四日最高裁判所判決）。

こうした観点に立つて、本件各選挙における選挙の効力について判断する。

(一) 申立理由一について
自治法第四十三條第一項において、普通地方公共団体の長が、自治法第四十二條に該当するときは、その職を失う。これに該当するかどうかは当該普通地方公共団体の選挙管理委員会がこれを決定しなければならないと規定されている。

また、自治法第二百七條第一項において、普通地方公共団体の議会の議員が自治法第九十二條の二に該当するときは、その職を失う。これに該当するかどうかは議会がこれを決定すると規定されている。

この失職の決定については、議員の資格決定の発案権は、議会を構成する議員に専属すると解するのが相当であり、長につきこの決定をする権限は、当該地方公共団体の選挙管理委員会の自主的判断にゆだねられ、専らその専権に属するといべきものとされている（昭和五十四年七月二十七日大阪高等裁判所判決）。

したがって、申立人が本件各選挙の執行前に市委員会及び市議会に対して市長及び議員の失職の決定を求めた異議申立ては、法令に基づかないものといわざるを得ない。原決定も前掲判決と趣旨を同じくする観点に立つて判断しており、原決定の取り消しを求める申立人の主張には理由がない。なお、平成十九年二月二十六日付け市議会あて異議申立てについて不作為があることは認められるが、当該不作為をもって選挙の規定に違反しているとは認められず、申立人の主張には理由がない。

また、本件各選挙の執行にあたり、法令に基づかない異議申立てに対して失職の決定がおこなわれていないことが、選挙の規定に違反しているとは認められず、公職の候補者となるべき権利を有する「住民ないし選挙人」の権利を妨害した違法、不法な行為をする不作為があったとする申立人の主張には理由がない。

(二) 申立理由二について

市委員会は、本件各選挙の執行期日を定めた後、報道機関等に選挙に関する情報を提供し、市広報、市ホームページ、市ケーブルテレビ及び回覧板による周知を行っている。市広報については、区長、自治会長及び班長を通して行政区加入世帯に配布しており、行政区未加入世帯については市役所及び各支所に補充措置をしており、一部地域に配布されたものであるという申立人の主張には理由がない。

また、市委員会は、本件各選挙の期日について、公選法第三十三條第一項の規定に基づき、同条第五項第四号に定める期日である平成二十年十一月九日に告示しており、申立人の主張には理由がない。

二 当選の効力について

当選の効力に関する争訟における「当選の無効事由」については、当選無効は当該選挙が有効に行われたことを当然の前提とするものであるところ、その（当選無効）原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続きの違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である（平成四年十二月十七日名古屋高等裁判所判決）とされているが、本件各選挙において、当選人の決定に違法があるとは認められない。

三 以上のとおり、原決定を取り消し、本件各選挙における選挙の無効及び本件各選挙の当選人の当選の無効を求める申立人の主張には、いずれも理由がない。よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

平成二十一年四月二十一日

山梨県選挙管理委員会 委員長 戸 栗 敏

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番